

# 各種組合制度の比較

令和3年6月 現在

組合の種類 組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	火災共済協同組合	信用協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	株式会社 ([有]は有限会社)
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	火災等により組合員の財産に生ずることのある損害の填補	資金の貸付 預金の受入れ	働く場の確保 経営の合理化	組合員の事業の改善発達、経営の安定合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の環境衛生の水準を向上、資格事業の改善	利益追求
性格	人的結合体					人的・物的結合体	人的結合体		物的結合体 ([有] 人的・物的結合体)
事業	組合員の事業を支援する 共同事業	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導調査、調査研究、共同経済事業 (出資組合のみ)	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	1,000人以上が加入すること 出資額200万円以上であること	300人以上が加入すること 資金1,000万円以上(東京都ほか財務大臣の指定する人口50万以上の市は2,000万円以上)であること	発起人となる	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行うものの1/2以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合資格事業者の2/3以上が加入すること	資本金は1,000万円以上 ([有]300万円以上)
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)		地区内の小規模事業者(概ね中小企業者) 又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人、法人(特定組合員)(個人以外の組合員数は全組合員の1/4以下)	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは1/3未満の中小企業者以外の者	中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めたときは1/4以内の中小企業者以外の者	地区内で商業又はサービス業を営む者、定款で定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者	無制限
責任	有限責任								
発起人数	4人以上						7人以上	20人以上	1人以上
加入	自由					総会の承認が必要	自由		株式の譲受・増資割当による
任意脱退	自由					持分譲渡による	自由		株式の譲渡による
組合員比率	ない			事業従業員の1/3以上は個人組合員	ない				
従事比率	ない			事業従事者の1/2以上は個人組合員	ない				
1組合員の出資限度	25/100(合併・脱退の場合100分の35)		10/100	25/100(特定組合員の出資は全体の1/2未満脱退の場合35/100)	25/100(合併・脱退の場合35/100)	50/100 (中小企業者でない者全員の出資総額は50/100未満)	25/100		ない
議決権	平等(1人1票)						平等(但し定款で定めるときは出資比例の議決権も可)		出資別(1株1票) ([有]定款で別段の定め可)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の20/100まで (特例あり)	組合員等(親族等を含む)の利用分量の20/100まで	預金の受入れは、預金量の20/100まで	ない	共同経済事業のみ適用原則として組合員の利用分量の20/100まで (特例あり)		組合員の利用分量の20/100まで		ない
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当			従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当		出資配当 ([有]定款で別段の定め可)
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定：昭和24年)				中小企業団体の組織に関する法律 (制定：昭和33年)		商店街振興組合法 (制定：昭和37年)	生活衛生関係営業及び振興の運営の適正化及び振興に関する法律 (制定：昭和32年)	商法 (有限会社法)